

アジア向けアジフライPR及びインバウンド誘客促進業務委託仕様書

1 事業目的

松浦市は平成31年にアジフライの聖地を宣言している。様々な観光施策の効果もあり福岡都市圏を中心に国内での認知度は向上し、観光客数は年々増加している。

一方で人口は加速的に減少しており、2040年には15,859人、2,060年には10,000人近くまで減少すると推計されており、その対策は急務である。人口減少の影響を緩和し、地域活性化を推進していくためには、さらなる交流人口が必要であることから今後は、国内だけではなく、外国人観光客も呼び込む必要がある。

本業務は、インバウンド需要を取り込み、交流人口の拡大を図るため、海外のアジア市場(主に台湾など)、九州、とりわけ福岡都市圏・熊本県内を中心とした往来客等(在留外国人)に向けて本市の観光施策の核であるアジフライを中心としたPR及びインバウンド誘客促進を図ることを目的とする。

2 業務場所

松浦市内、ほか

3 業務期間

契約締結日～令和8年3月13日

4 業務委託の内容

(1) アジア圏に向けた情報発信業務

①アジア圏(主に台湾)において影響力の高いメディア及びインフルエンサーを招聘し松浦市の魅力をアジア圏及び九州内の在留外国人に向けて発信を行うこと。(投稿数は10回以上とする)。

発信においては、松浦魚市場見学、アジの船釣り体験・調理体験、飲食店でのアジフライ実食、松浦市の観光名所めぐり、地元住民とのふれあい等を通じてアジフライの聖地について見識を深め、市の魅力を体感していただくこと。

※発信にあたっては、有料広告等により情報の拡散に努めること。

※情報発信の内容及び発信先は市と協議の上決定すること。

※投稿記事の作成にあたっては現地言語(繁体語)とし、英語及び日本語の翻訳を行うこと。

(2) アジフライPR業務

①アジア圏(主に台湾)の旅行会社を招聘した2泊3日のFAMツアーの実施
・現地の旅行会社を5社以上松浦市に招聘し、FAMツアーを実施すること。

- ・FAM ツアーの催行にあたっては松浦市のアジフライの聖地としての取り組み、松浦市の魅力を参加者に伝える資料を作成し、説明会を実施すること。
- ・ツアーを通じてアンケート調査(今後のインバウンドにおける観光施策の立案及び効果的な取り組みに繋がる事を目的とした意識調査)を実施すること。
 - ※アンケート内容は発注者との協議により決定するものとし10項目以上とする。
 - ※ツアーに係る経費(交通費、宿泊代、通訳、飲食代、招聘者へ配布するノベルティ、体験に係る費用等)は受託者負担とすること。
 - ※FAM ツアーの内容に関しては、松浦市の観光資源を活かした周遊ツアーを市と協議の上作り上げること。

②インバウンド向け商品造成

- ・アジフライ PR 業務に招聘した旅行会社5社は1社につき1商品以上の旅行商品を造成すること。(セールス資料作成も含む)
- ・旅行商品の OTA 連携について
 - 別途 OTA 連携用に商品を3商品造成し商品化すること。
 - ※契約期間内に販売することとし、その販売実績を示す資料を報告すること。
 - ※各旅行会社で商品化する旅行商品の販売は、契約終了後もできるだけ継続して行うこと。

(3)その他

- ・招聘した人材の現地でのコーディネート(通訳含む)が可能な人材を同行させること。
 - ※人材の招聘や現地での移動にかかる経費(宿泊費含む)、体験にかかる経費通訳者等に係る経費は全て受託者負担とすること。
- ・実施に当たって必要な事項があれば、受託者と協議し追加するものとする。

(4)予算:10,000,000円以内(税込み)

5 実績報告書の作成

受託者は以下の書類を作成し、業務終了後、契約書に定められた期間内に、松浦市へ提出すること。提出方法は、紙媒体を2部、電子データを一式。

(1)総括表

- ・業務全般に関する総括

(2)FAM ツアーによるアンケート集計表(松浦市への誘客促進に向けた分析を含む)

(3) 記録写真

(4) WEB、SNSなどの情報発信の実績報告(動画や情報発信した内容の翻訳を添付すること)

(5) 造成した旅行商品のセールス資料

6 委託料の支払い

業務完了後、受託者より適法な請求書を受理したときは、これを受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

7 その他

(1) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議のうえ定めるものとする。

(2) 本業務による製作される成果物の著作権、所有権等、その他の一切の権利は発注者に帰属するものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等については、受託者に留保するものとし、この場合、発注者は、権利留保分についての当該権利を非独占的に使用できるものとする。

(3) 成果物は、発注者が自由に二次使用(印刷物の制作、ホームページの掲載等)できるものとする。

第3 留意事項

1 本業務の目的に沿って、あらかじめ発注者と調整したスケジュールで行うこと。

2 本市との契約期間は契約書に定める期間までとし同期日までに費用が発生する事業は終了させること。

3 本業務は、本仕様書並びに関係法令等を遵守し、市の指示に従い、受託者は連絡を密にして業務の進捗を図らなければならない。

4 受託者は本仕様書に基づき業務を遂行する他、本仕様書に明記されていない事項あるいは当然補足すべき事項については市と協議するものとする。

5 受託者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。

6 受託者は、業務期間はもとより期間終了後も、当該業務で知り得た秘密、個人情報等の取り扱いについて厳守すること。

7 インフルエンザや感染症等の流行により、海外からの渡航が難しくなった場合の対応策を明示すること。

8 業務実施にかかる一切の費用は、全て委託金額に含まれるものとする。

9 成果品等の著作権は、使用分、未使用分に関わらず、松浦市に帰属するものとする。受託者は市の許可なく、成果品を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。